

# 匿名データの作成・提供の 早期化に向けた取組

---

令和 6 年 8 月

総務省統計研究研修所

# 匿名データの作成・提供状況

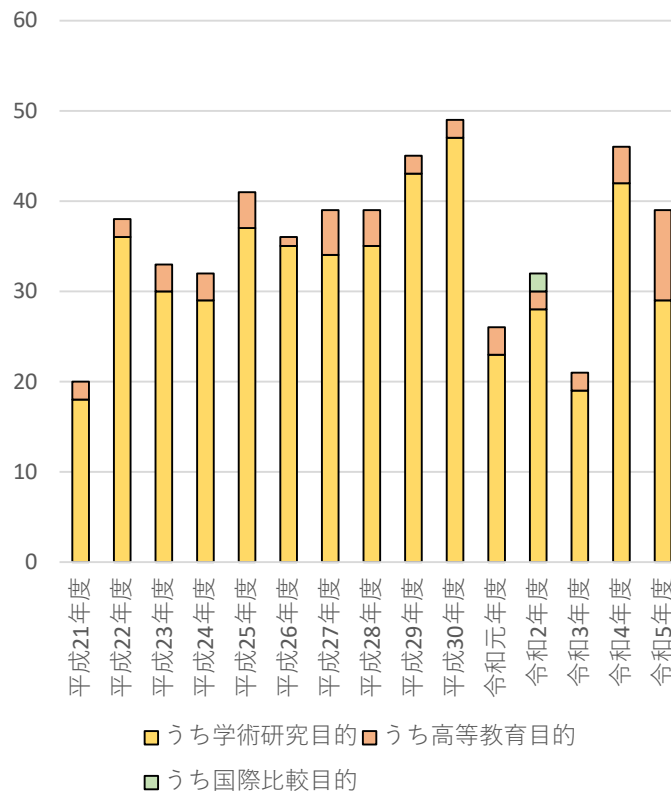
## 匿名データの作成・提供状況

- 令和6年7月末現在、8調査（74年次分）の匿名データを作成・提供
- 平成21年度から令和5年度までの提供実績は、延べ536件（提供件数の累計）

（匿名データの作成状況）

府省名	統計調査名	提供対象
総務省	国勢調査	平成12年、17年、22年、27年、令和2年
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年、21年、26年
	社会生活基本調査	調査票A（生活時間編/生活行動編） 平成3年、8年、13年、18年、23年、28年 調査票B（生活時間編） 平成13年、18年、23年、28年
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年、24年、29年
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年、25年、30年
	労働力調査	平成元年～令和3年（月次調査）
	厚生労働省	国民生活基礎調査
賃金構造基本統計調査		平成29年、30年、令和元年

（匿名データの提供実績）



# 統計研究研修所による匿名データ作成の支援

## 公的統計基本計画（平成30年3月6日閣議決定）（抄）

匿名データについて、**統計研究研修所の支援を受け**、より広い範囲の者が利用できるようにする形で提供に向け、**必要な法制面、技術面から検討**を踏まえ、早期の提供を検討する。

### 法制面

- ▶平成30年6月に統計法等を一部改正
- ▶令和元年5月に統計法施行規則を改正

### 技術面

- ▶統計研究研修所に「匿名データ有識者会議」(※)を設置し、作成方法を検討

(※ 有識者会議の構成員：50音順、◎座長)

- ・ 會田 雅人 滋賀大学データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター特任教授
- ・ 伊藤 伸介 中央大学経済学部教授
- ◎ 加藤 久和 明治大学政治経済学部教授
- ・ 高部 勲 立正大学データサイエンス学部教授
- ・ 樋田 勉 獨協大学経済学部教授
- ・ 村田 磨理子 公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員

(オブザーバー)

- ・ 椿 広計 統計数理研究所長
- ・ 廣松 毅 東京大学名誉教授
- ・ 美添 泰人 一般社団法人新情報センター会長

## 統計委員会における審議の重点化及び効率化

統計委員会の審議実績等を踏まえて策定された「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」（以下「匿名化処理基準」という。）に沿って作成を行う場合、統計研究研修所における検証結果や論点整理を最大限活用した上で、審議の重点化及び効率化を図っている。

## この支援により、匿名データの提供を大幅に早期化（調査結果公表後8年程度から4年程度へ短縮）

### 統計研究研修所におけるこれまでの対応

- ▶ 統計局所管の6調査及び厚生労働省所管の2調査について、提供可能な直近の年次まで検討を行った
- ▶ 現在、調査結果の公表を行った調査を順次検討

### 〔匿名データ有識者会議での検討実績〕

国勢調査（H22,27,R2）	社会生活基本調査（H23,28,R3）
就業構造基本調査（H24,29）	全国消費実態調査（H21,26）
	全国家計構造調査（2019）
労働力調査（H25～R4）	国民生活基礎調査（H28,2019）
住宅・土地統計調査（H30）	賃金構造基本統計調査（H29,30,R1）

# 更なる提供早期化に向けた取組①

## 提供早期化に向けた取組のポイント①

統計研究研修所の支援開始後、各基幹統計調査の匿名データ作成の検討において蓄積された知見に基づき、個々の調査事項の処理方法から調査事項の特性に応じた調査共通の考え方に「匿名化処理基準」を改定することにより、以下の改善が可能となる

- 匿名データ作成における検討内容を明確化・効率化することにより、**検討期間を短縮**
- 改定後の「匿名化処理基準」にある調査事項の特性に応じた調査共通の考え方に基づき処理方法が検討できることから、調査結果公表後から調査事項確定後へ、**検討開始時期を早期化**

匿名データ作成府省は、統計研究研修所の支援を受け、匿名データ作成方針の策定が早期に可能となるため、統計委員会への諮問時期の前倒しが可能となる

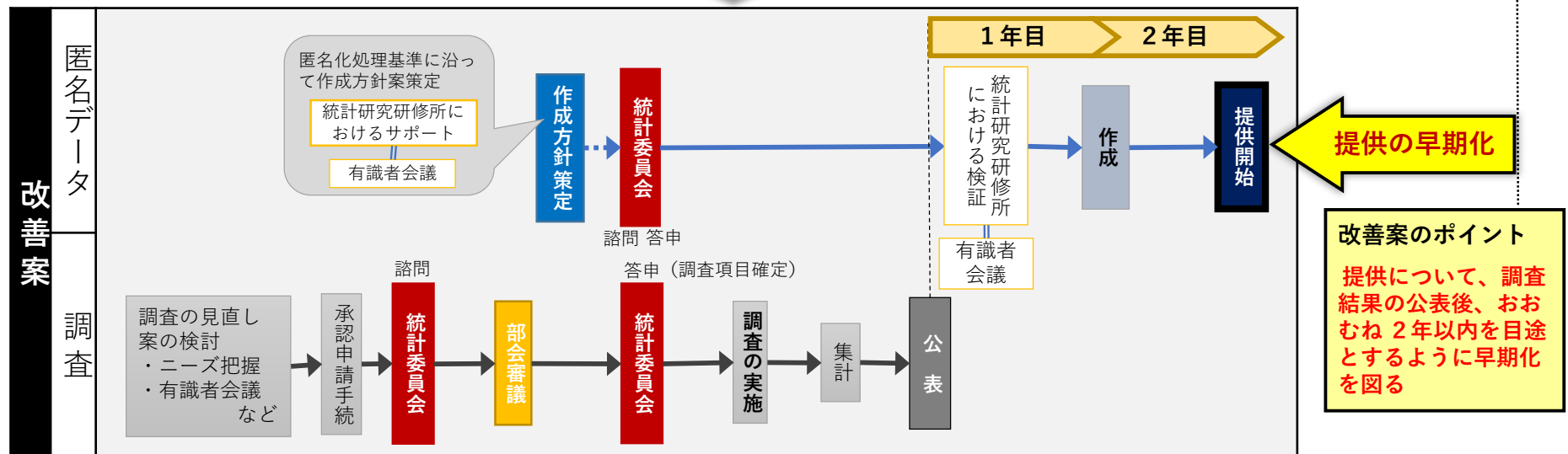
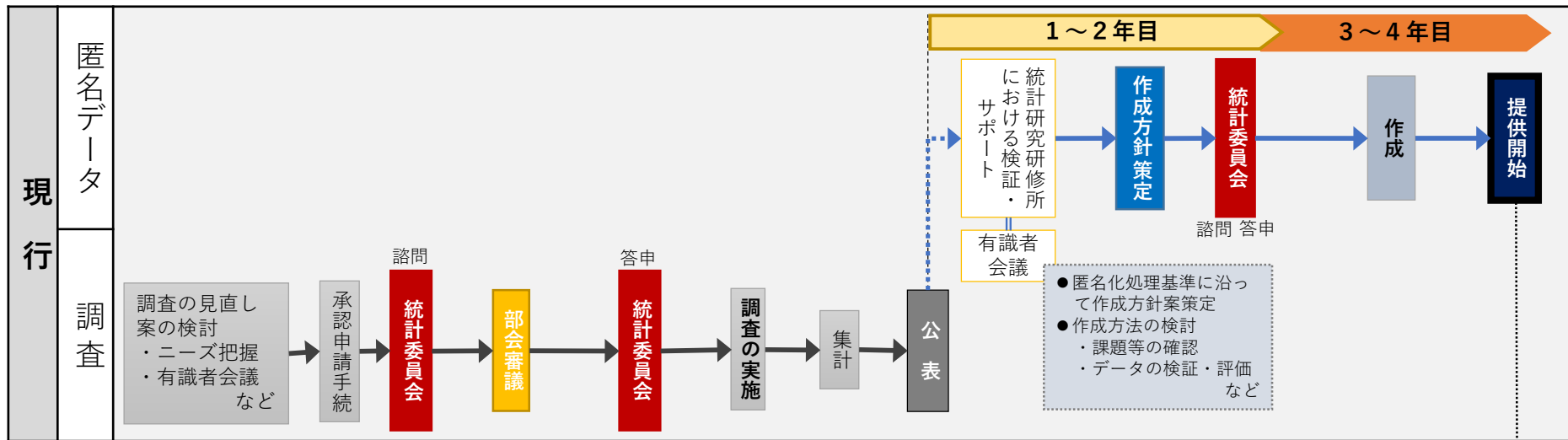
# 更なる提供早期化に向けた取組②

## 提供早期化に向けた取組のポイント②（別紙参照）

調査結果の公表後に行っていた匿名データ作成の諮問を基幹統計調査の実施又は変更に係る統計委員会の答申を受けた後に前倒しすることで、提供の早期化を図る

- 統計委員会における審議の効率化・重点化  
匿名データの作成を改定後の「匿名化処理基準」に沿って行うことにより、統計委員会での審議の効率化及び重点化を図る。
- 統計委員会における諮問審議及び答申の時期の早期化  
基幹統計調査の実施又は変更に係る統計委員会の答申による調査事項の確定時に匿名データ作成の諮問を行うことが可能となる。
- 匿名データの作成の時期の早期化  
調査結果の公表後、統計研究研修所において調査票情報の分布状況等から匿名性の検証を行った上で、答申に基づき速やかに作成を開始し、提供の早期化を図る。

# 匿名データの提供の早期化



※ 既に基幹統計調査の実施又は変更に係る答申を受けている調査については、上段の流れとなる。  
また、各統計調査の状況に応じて、下段の流れに順次移行する。